

(仮称) 滋賀県地震防災プラン

(素案)

平成 年 月
滋 賀 県

目 次

はじめに

第1章 基本事項

1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	滋賀県に被害を及ぼす地震・・・・・・・・	2
3	プランの位置づけ・・・・・・・・	4
4	実行・・・・・・・・	5
5	計画期間・・・・・・・・	5
6	プランの推進・・・・・・・・	5

第2章 実行計画

実行1

多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する・・・・・・・・	6
① 受援計画の策定	
② 多様な団体による支援の効率的な活用	
③ 災害時応援協定のブラッシュアップ	

実行2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現する・・・・・・・・	11
① 被災者の把握に向けた取組支援	
② 多様な避難形態への対応	
③ 避難所運営の多様な担い手との協働	
④ 複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	

実行3

要配慮者へ合理的配慮を提供する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- ① 避難所の合理的配慮
- ② 難病患者の個別計画策定
- ③ 福祉避難所に関する情報提供
- ④ 福祉施設等との広域福祉避難所の協定締結
- ⑤ 人材育成

実行4

被災者の生活再建を支援する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- ① 被災者がワンストップで相談できる体制の充実・整備
- ② 防犯体制の整備
- ③ 仮設住宅の整備

実行5

県と市町・市町間の連携を強化する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- ① 家屋被害認定・り災証明発行業務支援
- ② 被災建築物・宅地応急危険度判定業務支援
- ③ 避難所となる民間建築物の耐震化支援
- ④ 水道応急対策支援
- ⑤ 災害廃棄物対策支援
 - ア 市町の災害廃棄物処理体制の整備・強化への支援
 - イ 県の災害廃棄物処理支援体制の整備・強化
 - ウ 広域的な災害廃棄処理の連携体制構築
- ⑥ 市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみの構築

実行6

当事者力・地域力を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- ① 当事者力・地域力の向上
- ② 倒壊により閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化
- ③ 中小企業の事業継続計画策定等支援
- ④ 自主防災組織の充実強化

実行 7

ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める・・・・・・・・・・・・ 42

- ① 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化
- ② 職員の防災意識・災害対応能力の向上と健康に配慮した体制整備
- ③ 県有施設等のソフト対策による機能強化
 - ア 代替施設の検討、代替施設でのマニュアル等整備、拠点の早期復旧
 - イ 情報システムの点検、強化
 - ウ 業務継続計画、重要書類等の保護、各種マニュアル等の検証
- ④ 県有施設等のハード対策他による機能確保
 - ア 公共構造物の地震対策の推進
 - イ 敷地周辺の修繕対策の検討、資機材整備

第1章 基本事項

1 基本理念

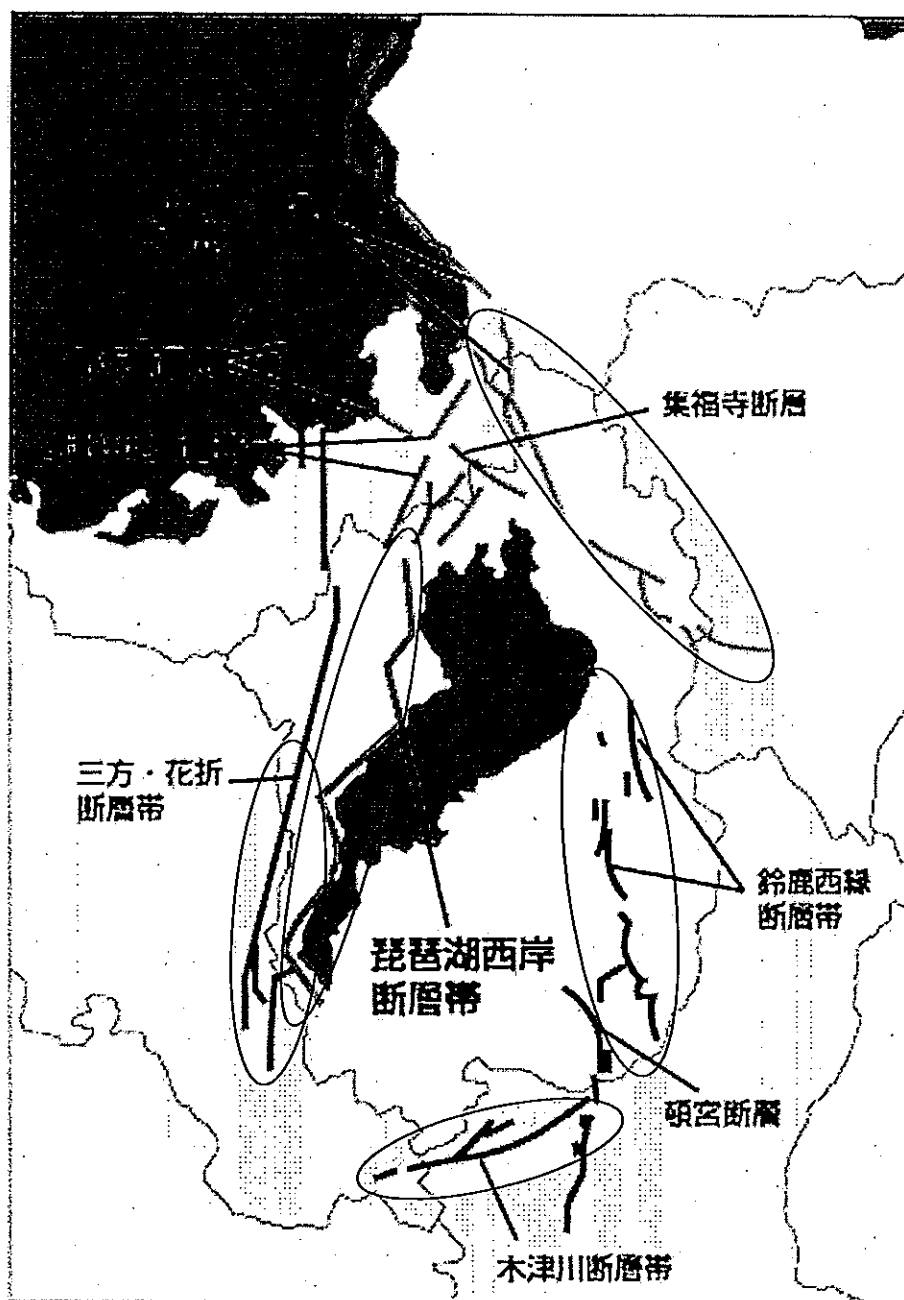
このプランの基本理念は、次のとおりとします。

【骨子】

- 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力」、「地域力」、「行政力」を強化すること
- 災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行うこと
- 一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供すること

を目指します。

2 滋賀県に被害を及ぼす地震



県内には、福井・岐阜県との県境付近で柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯と野坂・集福寺断層帯が平行に走っており、それに直交するように湖北山地断層帯が、さらにその延長上には琵琶湖西岸断層帯と三方・花折断層帯が延びています。

南東部には、南北方向に鈴鹿西縁断層帯と頓宮断層帯が平行に走っており、それに直交するように、京都府南東部から三重県境付近に延びる木津川断層帯があります。

これらの活断層による直下型地震により、県内では甚大な被害が発生するおそれがあります。 ※ 下表「滋賀県地震被害想定」参照

また、県内全域が、南海トラフの地震で著しい地震災害が生じるおそれがあることから、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

○「滋賀県地震被害想定(平成 26 年 3 月)」

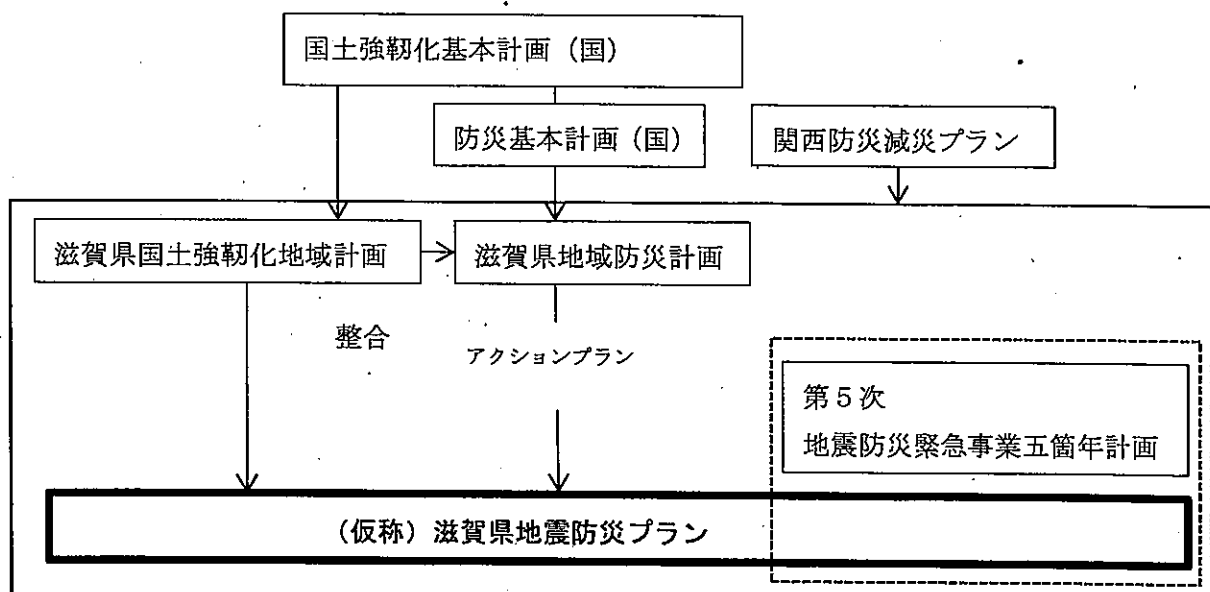
想定地震	建物被害		人的被害		一週間後の 全避難者数	最大震度
	全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数		
琵琶湖西岸断層帯地震	38,504	83,856	2,182	21,039	249,534	7
花折断層帯地震	18,181	53,274	940	10,380	139,894	7
木津川断層帯地震	5,734	14,540	368	3,392	42,672	7
鈴鹿西縁断層帯地震	10,804	31,173	641	7,204	81,703	7
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	10,412	24,940	597	5,788	71,710	7
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	11,017	74,084	474	10,408	158,550	6強

3 プランの位置づけ

- ◇ このプランは、これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。

《他計画等との関係》

- ◇ このプランは、「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に基づき実施する地震対策のアクションプラン（実行計画）です。
- ◇ 県では、平成15年度以降、「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、建築物の耐震化等を中心とした様々な地震対策を推進し、一定の成果を収めてきたところですが、このプランでは、これらの取組を継承します。
- ◇ このプランは、「滋賀県国土強靱化地域計画」および「関西防災・減災プラン」（関西広域連合広域防災局）と整合を図ります。また、市町においても、「関西防災・減災プラン」と整合を図りながら取組が進められるよう配慮します。
- ◇ 県は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28年度～平成32年度）に定める事業についても、計画期間内に完了できるよう、このプランに定めます。



4 実行

このプランは、下記の7つの実行を柱とします。

- 実行1 多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する
- 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現する
- 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供する
- 実行4 被災者の生活再建を支援する
- 実行5 県と市町、市町間の連携を強化する
- 実行6 当事者力・地域力を高める
- 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める

5 計画期間

このプランの計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。

6 プランの推進

- ◇ このプランは、PDCAサイクルにより見直しを行い、効果や実効性を確保します。
- ◇ このプランの推進にあたっては、国、県、市町、防災関係機関その他多様な主体が、それぞれの役割をしっかりと分担することにより、実効性を最大限に発揮します。

第 2 章 実行計画

実行 1

多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する

【実行方針】

大規模地震により県内で大きな被害が発生した場合には、災害対策基本法第 25 条第 6 項に基づく政府現地対策本部等が設置されるとともに、全国知事会、関西広域連合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会等、広域応援組織のほか、ボランティアや NPO など多様な団体・組織から人的・物的支援が行われる。

これらの団体・組織としっかり連携しながら、支援を効率的かつ効果的に活用できるよう、人員の配置や手順等について、あらかじめ受援計画を定めておく。

なお、受援計画の策定に当たっては、関西防災・減災プラン等との整合を図る。

また、市町では、災害応急対策に必要な職員、備蓄物資、車両等が不足することが予想されることから、市町の受援計画の策定、市町間のカウンターパートのしくみの構築等に向けた支援を行う。

支援物資の仕分け・配送については、(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県倉庫協会、(一社)全国物流ネットワーク協会との災害時応援協定に基づき、災害対策本部内に輸送調整所を設置し、プロの手による物資の仕分け・配送を行うしくみを構築しているが、避難所における必要物資の取りまとめから配送まで、実災害の知見を取り入れた訓練を行うことなどにより、より迅速・正確に必要な物資が必要となるところに届けられるようブラッシュアップを行う。

また、物資の仕分け・配送調達のほか、医療、生活支援、帰宅困難者支援、応急復旧など、民間企業・団体等との災害時応援協定に基づく活動等がより迅速かつ的確に実施できるよう、協定締結先の企業・団体等との一層の連携強化を図る。

個別事項① 受援計画の策定

(担当) 防災危機管理局

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 災害応急対策に必要な人員の職種、人数、期間、派遣先等があらかじめ算定されていない。
- ・ 支援チームの指揮命令系統が整理されていない。
- ・ 支援者に対する情報伝達が不十分。
- ・ 支援者の滞在先、食糧、必要物資等の確保が不十分。
- ・ 現場の職員が災害応急対策の進捗状況を把握できていない。
- ・ 災害対応、BCPにあたる市町の職員が圧倒的に不足した。
- ・ プッシュ型の支援物資が、避難所等へ迅速に配送できなかった。



- ① 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう、受援の方法、手順、必要人員・分野等について、発災後の経過時間も考慮した受援計画を定めます。
- ② 受援に必要な資機材を整備します。
- ③ 市町における受援計画の策定を支援します。また、市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみを、市町と連携しながら構築します。
- ④ 災害ボランティアを積極的に受け入れます。
- ⑤ 支援物資の仕分け・配送については、物資の輸送プロセス等に係る研修や実際の災害時の状況を想定した訓練を重ね、一層の充実強化に努めます。

※受援：応援の受入れ

(担当) 防災危機管理局

個別事項② 多様な団体による支援の効率的な活用

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 専門職チーム同士の連携が困難。
- ・ DPAT※調整本部や活動拠点本部の運営について、マネジメントができない。
- ・ ドクターヘリの運航調整等について、発災直後は情報が混乱する。
- ・ 行政管理栄養士の単独派遣がほとんどなかったため、必要な場所へ速やかに派遣できない。
- ・ ボランティアの食住の確保が困難。

※ DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team

災害派遣精神医療チーム

- ① 社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、医療・保健・福祉分野の専門団体等による民間支援者のプラットフォームを形成し、関西広域連合とも協調しながら連携体制を確立します。
- ② 支援のフェーズとニーズに即して、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げます。ボランティアセンターの運営にあたっては、「滋賀県現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本とします。
- ③ 熊本地震で活躍した「JVOAD※」のような、ボランティア組織の支援コーディネートを行う団体との連携を検討します。
- ④ 各団体等が実施する業務や実施手順、担当者まで明確に定めます。

※ JVOAD : Japan Voluntary Organizations Active in Disaster

特定非営利活動法人 全国災害ボランティアネットワーク

個別事項③ 災害時応援協定のブラッシュアップ

(担当) 防災危機管理局

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 災害時応援協定に基づく活動の連絡窓口や手続き等について、詳細なルールが明確になっていない。



- ① 災害時応援協定が適切なタイミングで円滑に機能するよう、発災時からの経過時間ごとに、協定の相手方（163協定324団体（H29.11.1現在））の連絡窓口や依頼手順等について詳細に整理したマニュアルを作成します。
- ② マニュアルに基づき、必要な訓練を実施します。

目標とする姿（実行 1）

- 1 「滋賀県受援計画」に基づき、発災時には迅速に人的、物的支援の効率的かつ効果的な配分ができる。
また、市町では、受援計画および市町間のカウンターパートによる相互支援のしくみに基づき、必要な人員が被災地に自動的に参集し、直ちに災害応急対策に当たることができる。
- 2 多様な分野の専門団体によるプラットフォームが形成されており、発災時には、各専門団体が自主的、積極的に連携して速やかに被災者の支援を行うことができる。
- 3 災害時支援協定締結先とは、平時の訓練や研修を通じ、顔の見える関係が築かれており、発災時には、マニュアルに基づき、発災後の経過時間に応じたタイムリーな支援が迅速・的確に受けられる。

【実行計画】

新規取組事項

（ ）内は実行主体

項 目	H30	H31	H32	備考
<u>個別事項①</u> ・ 滋賀県受援計画の策定		実働訓練	実働訓練	(県)
	計画作成			
<u>個別事項①</u> ・ 受援のための資機材の整備	被害認定用 資機材整備	受援基地 資機材整備	応援者救急用 品資機材整備	(県)
<u>個別事項②</u> ・ 市町受援計画の策定支援	カウンターパート しくみ構築	受援計画 策定支援	受援計画 策定支援	(県、市町)
<u>個別事項③</u> ・ 災害時応援協定運用マニ アル作成	協定整理			(県)
	協定先との調整			
	マニュアル作成			

実行 2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現する

【実行方針】

被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うためには、まずは、被災者の状況を把握し、被災者に対し、必要な情報を迅速・確実に伝達することが必要である。

平成 28 年熊本地震等において、被災者が避難所への避難のみならず、テント泊、車中泊など多様な避難形態をとったことも踏まえ、多様な主体との連携により、被災者を確実に把握し、被災者の立場に立った合理的配慮の提供を行う。

また、避難所運営を市町の職員が担うことが多く、その結果、災害対応を行う人員が不足することから、避難所の自主運営に向け、市町が自治会や自主防災組織、NPO 等と連携して行う体制整備、避難所運営マニュアルの作成・見直し、避難者名簿の整備、防災訓練の実施等を支援する。

(担当) 健康福祉政策課
防災危機管理局

個別事項① 被災者の把握に向けた取組支援

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 在宅、車中泊、テント泊などによる避難者の実態把握が困難。このため、物資の必要数量の算定も困難。
- ・ 被災者一人ひとりの個別の事情が把握できない。



- ① 在宅、車中泊、テント泊等による避難者の把握のための自主防災組織、消防団、ボランティア、NPO等と協働体制の構築について、市町を支援します。
- ② 避難者名簿の作成に向け、先進事例等の情報提供等、市町を支援します。

個別事項② 多様な避難形態への対応

(担当) 健康福祉政策課
防災危機管理局
広報課

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 在宅、車中泊、テント泊など、避難所外の避難者への情報伝達が困難。
- ・ エコノミークラス症候群等による健康被害が発生。
- ・ 専門的な医療や介護などは、地元で受けられない場合がある。



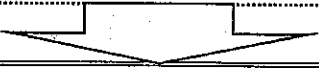
- ① 在宅、車中泊、テント泊等による被災者を想定した避難所運営マニュアルの作成、見直しについて、市町を支援します。
- ② 市町、自主防災組織、消防団、ボランティア、NPO等との連携による被災者へ正しい情報を届けられる体制を整備します。
- ③ 被災者が必要な情報を確実に入手することができるよう、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、Lアラートなど、多様な媒体を活用します。
- ④ 専門的な医療や介護を必要とする被災者については、関西広域連合等と連携して、県外等でも必要な措置が受けられるよう支援します。

(担当) 防災危機管理局
健康福祉政策課
生活衛生課

個別事項③ 避難所運営の多様な担い手との協働

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 市町職員が避難所運営にあたり、他の災害対応策を実施する人員が不足。
- ・ 自主防災組織や避難者による避難所の自主運営はほとんどできていない。
- ・ ペットの同行避難や施設内への受入れの可否等の情報が不足し、ペットの受入れの対応に苦慮。
- ・ 時間の経過に伴い、避難所では要配慮者の割合が高くなり、自主運営が困難。

- 
- ① 自治会や自主防災組織、NPO等と連携した避難所の自主運営体制の構築について、市町を支援します。
 - ② 自主運営を基本とした避難所運営マニュアルの作成について、市町を支援します。
 - ③ 女性、子ども、若者、高齢者、障害者等多様な主体の意見を踏まえた避難所の生活ルールづくりを推進します。
 - ④ ペット対策については、「滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン」や獣医師会との協定を活用しながら市町を支援するとともに、避難所に応じた適切な対応を周知します。

(担当) 防災危機管理局

個別事項④ 複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 原子力災害が発生した場合の屋内退避について、大規模地震との複合災害時に
いて、屋内に留まることが難しい場合がある

- 
- ① 大規模地震の発生により原子力災害が発生した場合の屋内退避について、国の方針を注視しながら、広域避難計画を見直します。
 - ② 大規模地震により避難道路が途絶した場合を想定し、主要避難道路の迅速な啓開および応急復旧に向けた体制を構築します。
 - ③ 複数避難経路のネットワーク化を図ります。
 - ④ 災害時応援協定に基づき、県建設業協会との連携を進めます。
 - ⑤ 国の実動組織による救助計画等の策定を求めます。

目標とする姿（実行 2）

- 1 市町、自治会や自主防災組織、NPO等と連携し、在宅、車中泊、テント泊なども含め、被災者がもれなく把握できる。
- 2 被災者への情報提供を速やかに行うとともに、被災者への物資、医療等の支援が臨機応変に行える。
- 3 多様な団体・組織と連携した自主運営組織が、被災者と協力しながら避難所の自主運営を行っている。
- 4 複合災害時の広域避難計画が見直され、「どのタイミングで」「どこに」「どうやって」避難するのか訓練が繰り返し行われ、屋内に留まることが困難な場合でも迅速に避難ができる。

【実行計画】

○新規取組事項

() 内は実行主体

項 目	H30	H31	H32	備考
個別事項① ・多様な避難者の把握に向けた取組支援	把握方法 の検討	市町支援	市町支援	(県、市町)
個別事項③ ・避難所運営マニュアル等の作成、見直し支援	マニュアル 作成、見直し	マニュアル 作成、見直し		(県、市町)
個別事項④ ・複合災害時の広域避難計画の見直し	課題の検討 国との調整	課題の検討 国との調整 計画見直し		(県)

○強化取組事項

() 内は実行主体

項 目	備考
個別事項② ・避難所自主運営に対応した訓練、研修	(県、市町)
個別事項② ・インターネット空間情報のモニタリング ・Twitter、Facebookでの情報提供 ・県民の暮らし安心・安全で正しい情報の提供 (365日放送)	(県)

実行 3

要配慮者へ合理的配慮を提供する

【実行方針】

大規模地震の際には、一般避難所が満員となり要配慮者の一時受入れができない、介護職員が確保できない等の理由から、要配慮者に十分な配慮がなされないことがあった。また、避難所における要配慮者の日常生活の介助や投薬、感染症対策といった健康管理などが課題となった。

国においては「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の避難所に関するガイドラインの改訂が行われるとともに、「障害者差別解消法」が施行され、避難所等においても要配慮者への合理的配慮が必要となった。

こうしたことを踏まえ、災害時の要配慮者の避難支援にかかるマニュアル等の改訂や要配慮者の避難者支援プラン（個別計画）の作成を支援し、多様な要配慮者への個別的な配慮の提供や避難所の環境整備を行う。

また、福祉避難所についての情報提供や広域連携、運営に携わる人材育成等を行う。

個別事項① 避難所の合理的配慮

(担当) 健康福祉政策課
障害福祉課
観光交流局

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 避難所において、要配慮者の受入れができない、必要な介護職員が確保されない等の状況があった。
- ・ 一般避難所において、福祉スペースが確保できていない。
- ・ 発災直後、女子更衣室や授乳スペースの設置を含め、女性に配慮した避難所運営が不十分。
- ・ 子ども等の心のケアについて、地域に温度差がある。
- ・ 外国人に対して、避難所生活のルールや専門用語を含む様々な情報の伝達が困難。



- ① 避難所等において要配慮者への合理的配慮がなされるよう、避難所運営マニュアル等の見直しについて、市町を支援します。
- ② 福祉避難所の負担を軽減するためには、一般避難所においても福祉的な配慮を行う必要があることを踏まえ、要配慮者の特性に配慮した避難所運営の体制整備等について検討・協議します。
- ③ 障害者差別解消法に基づき、障害者等要配慮者への合理的配慮のもとで、差別、障壁、排除のない防災に取り組みます。
- ④ 被災者、支援者、子ども等のメンタルケアについて、DPAT※やボランティアによる支援体制を整備します。
- ⑤ 外国人に対しては、関係機関との連携、外国人被災者向けの情報提供ボランティア制度の活用等により、必要な情報を確実に伝達できる取組を進めます。

※ DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team
災害派遣精神医療チーム

(担当) 障害福祉課
健康寿命推進課

個別事項② 難病患者の個別計画策定

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 避難行動要支援者の個別計画が作成されていない。
- ・ 避難行動要支援者の個別計画が活用されず、在宅の高齢者や障害者等の円滑な支援が困難。

- ① 在宅人工呼吸器装着等の小児慢性特定疾病児童等および難病患者が安心して安全に避難できる福祉避難所や、レスパイト入院ができる病院等が定められるよう、市町における避難者支援プラン（個別計画）の策定を支援します。
- ② 市町からの求めに応じて保健所が避難行動要支援者情報の提供を行う等、市町において、在宅人工呼吸器装着等の小児慢性特定疾病児童等および難病患者の避難者支援プラン（個別計画）の策定が進むよう、保健所が市町に対して積極的な支援を行います。

(担当) 健康福祉政策課

個別事項③ 福祉避難所に関する情報提供

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 要配慮者等に対し、福祉避難所の制度についての周知がされていない。
- ・ 一般避難所に避難者が溢れて混乱し、要配慮者の一時的な受入れが困難。
- ・ 施設が被災し、福祉避難所が十分な機能を発揮できない。

- ① 災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努めます。
- ② 要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等を作成し、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備を行います。

(担当) 健康福祉政策課

個別事項④ 福祉施設等との広域福祉避難所の協定締結

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 避難者が多数となったり、福祉避難所が被災したりした場合には、市域、県域での要支援者の受入れが困難。
- ・ 専門的な医療や介護などは、地元で受けられない場合がある。

- ① 県外の福祉施設等に対して、災害時に広域福祉避難所として利用できるよう、必要な調整を行い、協定の締結を進めます。
- ② 専門的な医療や介護を必要とする被災者については、関西広域連合等と連携して、県外等でも必要な措置が受けられるよう支援します。(再掲)

個別事項⑤ 人材育成

(担当) 健康福祉政策課

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 行政側も施設側も福祉避難所運営のノウハウがなく、情報共有や連携がうまくいかない。
- ・ 施設の被災や一般避難者の受入れ、介護職員の不足などにより、福祉避難所制度の十分な運用ができない。

- ① 一般避難所から福祉避難所への移送の必要性の判断や、福祉避難所における人的支援の方法を検討します。
- ② 一般避難所のユニバーサル化を進めるため、市町職員等を対象とした研修を実施します。

目標とする姿（実行3）

- 1 多様な当事者の参画のもと、避難所運営に係るマニュアル等が改訂され、多様な要配慮者への個別的な配慮の提供がなされ、避難所における良好な生活環境が確保されている。
- 2 在宅人工呼吸器装着等の小児慢性特定疾病児童等および難病患者も含めた要配慮者の避難者支援プラン（個別計画）が作成され、発災時は、支援者により速やかに安否確認、避難、医療等支援が行われる。
- 3 福祉避難所に関する情報提供や避難所のチェック体制を整え、要配慮者が避難所でトイレ、食事、入浴等、健康管理等の日常生活が安心して行える。
- 4 広域福祉避難所の協定締結、関西広域連合等との連携により、避難者が多数となった場合や避難所が被災した場合、被災者の県外避難の調整を速やかに行うことができる。
- 5 福祉避難所の運営訓練や人材育成を行い、ノウハウを広く周知することにより、福祉避難所における運営が十分に行える。

【実行計画】

○強化取組事項

()内は実行主体

項 目	備考
<u>個別事項①</u> ・避難所の合理的配慮のためのマニュアル等の策定、見直し支援	(県、市町)
<u>個別事項②</u> ・避難行動要支援者個別計画の策定支援 ・避難行動要支援者情報提供	(県、市町)
<u>個別事項③</u> ・要配慮者の視点を取り入れた避難所の検討	(県、市町)
<u>個別事項④</u> ・広域福祉避難所の協定締結	(県)
<u>個別事項⑤</u> ・移送の判断、人的支援等の方法の検討 ・市町職員を対象とした研修の実施	(県)

実行4

被災者の生活再建を支援する

【実行方針】

被災者の生活再建と被災地の復興を円滑かつ迅速に進めるため、被災者に対する各種支援制度の周知や相談窓口の一元化等、被災者の手続等に係る負担をできるだけ軽減するよう工夫する。

また、避難所や留守宅、仮設住宅等における各種の犯罪を抑制するため、地域の自治会等による自主防犯体制の整備を支援する。

仮設住宅の整備については、迅速な用地の確保と建設ができるよう用地選定等、日頃からできるかぎり準備しておくとともに、「みなし仮設住宅」の活用を推進する。

(担当) 防災危機管理局

個別事項① 被災者がワンストップで相談できる体制の充実・整備

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 被災者の生活再建に必要な情報の発信が不十分。
- ・ 各種支援の相談窓口が分散している。
- ・ 被災者支援の各種施策のうち、担当部署が明確になっていないものがある。
- ・ 現場での憶測発言や整理されていないデータの公表により、情報が錯綜。



- ① 災害により通信手段が十分に機能していない場合でも、できるかぎり多くの住民に情報が届けられるよう、情報発信の手段を多様化します。
- ② 災害救助法に基づく災害援護資金、見舞金等が速やかに交付できるよう、制度を周知します。
- ③ 被災者生活再建支援金が速やかに交付できるよう、市町と連携して制度を周知します。
- ④ 被災者が生活再建に向けての各種支援を円滑に受けることができるよう、相談窓口の一元化を進めます。
- ⑤ 権利擁護支援や生活困窮者支援等の活動を行う組織・団体と連携し、既存の福祉制度の柔軟な活用も含めた包括的な支援の提供に努めます。

個別事項② 防犯体制の整備

(担当) 防災危機管理局
県民活動生活課

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 震災に乗じた各種犯罪の抑制のため、震災時の地域の安全を守る活動を常日頃から構築する必要があるあった。
- ・ 震災時においても、犯罪被害者からの相談に対応できるようにする必要があるあった。



- ① 震災時に、県警察、市町、ボランティア、事業者等と連携して、犯罪情報の発信に努め、被害の未然防止を図ります。
- ② 犯罪被害に関する相談窓口の周知を図り、犯罪被害の早期の段階から適切な支援を行います。
- ③ 市町に対して、震災時にも自主的な防犯活動を展開できるよう常日頃から防犯組織の立ち上げを支援します。

個別事項③ 仮設住宅の整備

(担当) 住宅課

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 建設候補地の中に、土砂災害警戒区域等の指定基準に該当するものが確認されるなど、用地選定が不適当なものがある。
- ・ 住民の合意形成や地権者との交渉に時間を要する。
- ・ 地震による地割れや浸水想定区域の存在などにより、建設用地の確保に苦慮。
- ・ 立地によって、応募の多寡に大きな差ができる。
- ・ 入居条件の緩和や、り災証明の2次調査の結果、相当数の追加建設要請があり、必要戸数の把握に苦慮。
- ・ 天候、作業員の確保困難等により、工期に遅れが生じる。
- ・ 既存の民間賃貸住宅を活用する「みなし仮設住宅」について、関係機関との協議や制度設計を行う十分な時間が確保できない。
- ・ 被災した賃貸住宅も多く、みなし仮設住宅の確保に苦慮。



- ① 応急仮設住宅が速やかに整備できるよう、市町が選定した用地の情報の共有・更新、建設用地の把握、協定を締結している関係団体との連絡体制等の確認等を適時に行います。
- ② 公営住宅等の公的住宅の空き家・空き室の活用や民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」について、関係団体と事前に協議を行い、現状の把握や確保の方法を検討します。
- ③ 住居を失った高齢者で高齢者向け住宅等を希望する者に対する円滑な情報提供等の方法を検討します。
- ④ 上記の内容を反映した「滋賀県応急仮設住宅マニュアル」を新たに整備します。

目標とする姿（実行 4）

- 1 被災者に対し、生活再建支援のための各種制度が周知されるとともに、被災者の相談窓口の一元化、担当部署の明確化ができており、被災者が混乱することなく生活再建に向けた支援が受けられる。
- 2 市町、ボランティア、事業者等と連携し、地域の自治会等の自主防犯体制が整備され、災害時の地域の安全が保たれている。
- 3 「滋賀県応急仮設住宅マニュアル」が整備されることにより、公営住宅等の空き室、みなし仮設住宅、多様な民間賃貸住宅等への被災者の入居が速やかに行え、応急仮設住宅の用地確保、建設についても速やかに行える。

【実行計画】

○新規取組事項

（ ）内は実行主体

項 目	H30	H31	H32	備考
個別事項③ ・滋賀県応急仮設住宅マニュアル作成	情報収集	検 討	作 成	(県)
	連絡体制確認			

○強化取組事項

（ ）内は実行主体

項 目	備考
個別事項① ・各種制度の周知、相談窓口のワンストップ化の推進	(県、市町)
個別事項② ・自主防犯組織の整備支援	(県、市町)

実行5

県と市町・市町間の連携を強化する

【実施方針】

平成28年熊本地震等では、家屋の被害認定、り災証明の発行等の事務に相当の人員および時日を要し、結果として、被災者の迅速な生活再建に支障をきたした。

また、発災直後からの一定期間、市町においては、避難所運営、窓口業務等に当たる人員が不足した。

こうした状況は、県内のすべての市町においても起こることが想定されることから、家屋被害認定業務等を実施できる人員の育成等、県による市町業務の支援等について検討するとともに、市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみを構築する。

併せて、水道応急対策や災害廃棄物処理に係る市町の取組を支援する。

(担当) 防災危機管理局

個別事項① 家屋被害認定・り災証明発行業務支援

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 家屋被害認定業務を実施できる人員が圧倒的に不足。
- ・ 家屋被害認定の基準が統一されていない。
- ・ 訓練を受けていない行政職員が被災現場に入ることは困難かつ危険。

- ① 家屋被害認定業務を実施できる人員を育成するため、効果的な研修を実施します。また、DATS※により家屋被害認定のスキルアップを図ります。
- ② 家屋被害認定ができる民間団体との協定締結を検討します。
- ③ り災証明書発行システムの導入について検討します。
- ④ 家屋被害認定の被災者自身が行う「確定申告方式」の導入・普及を検討します。

※ DATS : Damage Assessment Training System
災害に係る住家被害認定調査のための応用的研修

(担当) 建築課
住宅課

個別事項② 被災建築物・宅地応急危険度判定業務支援

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 判定士の確保および判定士への連絡が困難。
- ・ 判定業務の実施本部設置が遅れる。
- ・ 関係機関（市町、県、他府県、国）との連絡調整に時間を要する。
- ・ 調査する区域の分担等ができていない。

- ① 国土交通省とも連携し、判定業務の実施体制を整備します。
- ② 迅速に判定業務を行えるよう、判定士および判定コーディネーター（判定調整員）を養成します。

個別事項③ 避難所となる民間建築物の耐震化支援

(担当) 建築課

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 地震の被害および余震への備えに伴う避難者を受け入れる避難所が不足した。



- ① 大規模災害時に避難生活者を一定期間受け入れること等について建築物所有者等と市町の長が協定等を締結している等の要件を満たす民間建築物に対し、市町が実施する耐震化事業を支援します。

(担当) 企業庁
生活衛生課

個別事項④ 水道応急対策支援

- ① 漏水調査から修理完了、再送水まで一連の作業ができる、工事業者も含んだ体制を整備します。
- ② 水道応急給水に関する他事業体への応援や受援については、被災事業体、生活衛生課水道係、日本水道協会（被災地方支部、救援本部）、厚生労働省水道課が役割分担し、応急給水を行う体制が確立されていますが、災害時に円滑な応急給水が可能となるよう、県内水道事業体を対象とした研修会や訓練を今後も継続します。
- ③ 水道施設の応急復旧については、滋賀県管工事業協同組合連合会との災害時応援協定を活用します。

個別事項⑤ 災害廃棄物対策支援

(担当) 循環社会推進課

ア 市町の災害廃棄物処理体制の整備・強化への支援

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 災害廃棄物処理に対応できる体制や対応手順等が十分に確立されていなかった自治体において、発災当初の対応に混乱が生じた事例もある。

- 
- ① 市町において、災害廃棄物処理体制が早期に整備・強化されるよう、市町が行う災害廃棄物処理計画の策定を支援します。
 - ② 災害廃棄物処理に係る最新の知見や法令等の情報提供や訓練等を内容とした研修会を開催し、市町の災害廃棄物処理計画の適正な運用を支援します。
 - ③ 市町等が設置する廃棄物処理施設は、災害廃棄物処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、管理者が施設の耐震化など適切な耐震対策を講じるよう助言等を行います。

(担当) 循環社会推進課

イ 県の災害廃棄物処理体制の整備・強化

- ① 廃棄物処理施設の整備や仮置場確保をはじめとする市町等における災害廃棄物処理体制への支援や、訓練・研修、県民・事業者等への情報提供などの滋賀県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物対策の取組を推進します。
- ② 滋賀県災害廃棄物処理計画をより実効性の高いものとするため、災害廃棄物処理に係る最新の知見・技術や訓練結果等を踏まえ、発災時にとるべき対応や手順等の見直しを継続的に行います。

(担当) 循環社会推進課

ウ 広域的な災害廃棄物処理の連携体制構築

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 災害廃棄物の大量発生や廃棄物処理施設の被災等により、災害廃棄物処理の一部を広域連携のもとで対応した事例がある。

- 
- ① 被災市町単独で災害廃棄物を処理することが困難な事態を想定し、市町等間や関係団体と災害廃棄物処理に係る県内における広域連携を図ります。
 - ② 県内で災害廃棄物を処理することが困難な事態を想定し、近畿および中部の「大規模災害時廃棄物対策地域ブロック協議会」が定めた災害廃棄物の広域連携に係る計画や災害時の応援協定等に基づき、国や他府県、関係団体等と都道府県域を越える災害廃棄物処理に係る広域連携を図ります。

個別事項⑥ 市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみの構築

- ① 市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみを、市町と連携しながら構築します。(再掲)

目標とする姿（実行 5）

- 1 県内の全ての市町が民間団体等との連携の下で、家屋被害認定業務および災証明業務を迅速、正確に行うことができる。
- 2 被災建築物・宅地応急危険度判定業務の判定士および判定コーディネーター（判定調整員）が相当数養成されており、迅速に判定業務が行える。
- 3 避難所として活用される建築物が、地震に対して安全な構造となる。
- 4 漏水調査から修理完了、再送水まで一連の作業ができる工事業者も含んだ体制が整備できている。また、県内水道事業体を対象とした研修会や訓練により、災害時における円滑な応急給水、水道施設の応急復旧ができる。
- 5 県および全ての市町に災害廃棄物処理計画が策定されるとともに、災害廃棄物処理に係る最新の知見や法令等の情報提供や訓練等を内容とした研修会を開催することにより、災害廃棄物に的確に対応できる。
- 6 市町は、市町間のカウンターパートによる相互応援のしくみに基づき、被災地に自動的に参集し、直ちに災害応急対策に当たることができる。（再掲）

【実行計画】

○新規取組事項

() 内は実行主体

項 目	H30	H31	H32	
<u>個別事項③</u> ・避難所として活用される 建築物の耐震化支援	市町支援	市町支援		(県、市町)
<u>個別事項⑥</u> ・市町間のカウンターパートの しくみの構築	カウンターパート しくみ構築			(県、市町)

○強化取組事項

() 内は実行主体

項 目	備 考
<u>個別事項①</u> ・家屋被害認定研修の実施 ・民間団体との協定締結の検討 ・確定申告方式による家屋被害認定方法の検討	(県)
<u>個別事項②</u> ・判定士および判定コーディネーター（判定調整員）の養成 ・危険度判定連絡体制の整備 【新規登録者】 判定士：建築（70人/年）宅地（70人/年） 判定コーディネーター：建築（20人/年） 判定調整員：宅地（20人/年）	(県)
<u>個別事項④</u> ・災害、水道事故等を想定した机上演習訓練の実施	(県)
<u>個別事項⑤</u> ・市町の災害廃棄物処理計画の策定の支援	H29滋賀県災害廃棄物処理計画策定 (県)

実行6

当事者力・地域力を高める

【実施方針】

平成28年熊本地震の被災地支援にあたった職員によると、被災者の多くが「まさか熊本で地震が起こるとは思っていなかった」との認識であったとのことである。

地震発生時に命を守るためには、県民一人ひとりが日頃から地震に対し、「正しく知って、正しく備える」ことが最も重要であることから、県民一人ひとりが地震に対する理解を深め、しっかりと備えることができるよう、より一層工夫を凝らした研修・啓発等を実施する。

(担当) 防災危機管理局
建築課

個別事項① 当事者力・地域力の向上

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 「災害は起こらないもの」という意識が根強い。
- ・ 住宅等の既存建築物の耐震化が十分でない。
- ・ 家具の固定等ができていない世帯が多い。
- ・ 食料、飲料水、非常持出品が準備されていない。
- ・ 地震後の梅雨前線による豪雨に伴い、多数の土砂災害が発生。



- ① 県民一人ひとりが「災害はいつ、どこでも起こるもの」ということをしっかりと意識し、住宅の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備など、日頃からの備えを行うことができるよう、これまで実施している防災カフェ、各種研修、出前講座、啓発等に加え、より一層、当事者力の向上を図れるような研修・啓発を実施します。
- ② 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」を市町と連携して推進することにより、既存建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進します。
- ③ 「家庭」、「事業所」、「地域コミュニティ」での減災の取組として、家庭および事業所での備蓄および地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練の実施について啓発します。
- ④ 地震の影響による土砂災害発生リスクの増大等について、啓発します。

(担当) 建築課

個別事項②

倒壊により閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 大規模地震発生により倒壊した建築物が道路を閉塞し、住民の避難や緊急支援物資の輸送に重大な支障をきたした。

- 
- ① 地震発生時に広域的な避難のために通行を確保すべきとして「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に指定する道路において、倒壊による閉塞のおそれがある沿道建築物の耐震化を支援します。

(担当) 中小企業支援課
防災危機管理局

個別事項③ 中小企業の事業継続計画策定等支援

- ① 重要な事業を早期に復旧・継続できるよう、県内中小企業・小規模事業者に対するBCP策定支援として、研修会開催や手引き作成等の支援を実施してきたところですが、計画未策定の企業もあることから、今後も継続して支援を行います。
- ② 損害保険会社との連携等による、BCP策定の支援体制を整備するための施策を検討します。

個別事項④ 自主防災組織の充実強化

(担当) 防災危機管理局

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 住んでいる地域の災害リスクを住民が覚知していない。
- ・ 自主防災組織がないか、あっても活動がほとんどないため、住民相互の安否確認や救命救護、避難所の自主運営等ができない。
- ・ 地域における災害の記録・記憶が伝承されていない。



- ① 自主防災組織の活性化に向けた市町取組を支援するため、自主防災組織向けの研修や資機材整備への補助を実施します。
- ② 「地区防災計画」の策定を支援します。

目標とする姿（実行 6）

- 1 県内の住宅の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備など、県民の日頃からの備えが浸透しており、災害時の家屋や家具の倒壊による被害が最小限に抑えられる。
- 2 発災時でも、県民の広域的な避難が円滑に行われる。
- 3 県内中小企業・小規模事業者が、事業継続計画の策定や施設の耐震化を進め、被災時にライフライン等、重要な事業を復旧・継続できる体制を構築する取組が進んでいる。
- 4 自主防災組織の活動が活性化し、先進的な地域では避難所の自主運営が行われている。また、地区防災計画の策定が活発化している。

【実行計画】

○強化取組事項

() 内は実行主体

項 目	備考
<u>個別事項①③</u> ・研修・交流プログラムによる研修・交流・展示事業、防災カフェ、出前講座等の実施	(県)
<u>個別事項①</u> ・土砂災害に関する出前講座の実施	(県)
<u>個別事項①</u> ・「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の推進	(県)
<u>個別事項②</u> ・緊急輸送道路沿道建築物の所有者への耐震化支援	(県)
<u>個別事項③</u> ・BCP策定研修会の実施（損保会社との連携事業を含む。） 2回/年 開催 研修会に参加した企業3社がBCPを策定 ・BCP作成の手引きの作成	(県)
<u>個別事項④</u> ・自主防災組織リーダー研修会 ・資機材整備への支援 ・地区防災計画策定支援	(県)

実行7

ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める

【実施方針】

過去の大規模災害時には、災害対策の拠点となる庁舎や避難所となるべき公共施設が被災して使用不能となった、幹線道路や緊急輸送道路が被災して救急救護活動、物資輸送等に支障が生じた、行政職員が果たすべき役割を認識していない等により、迅速かつ的確な災害応急対策が行えなかった事例もあったところである。

このため、研修・訓練を通じた職員の防災意識・災害対応能力の向上、庁舎の耐震化と代替施設の確保、インフラの耐震性・多重性の確保等、行政の対応力の充実・強化等を図る。

また、災害時においても、必要最低限の県民サービスを維持できるよう、業務継続計画の定期的な見直しと必要な訓練を実施する。

(担当) 防災危機管理局

個別事項① 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化

- ① 危機管理センターを拠点とした災害対策本部機能の充実強化を図ります。
- ② 各地方合同庁舎に設置される地方本部の機能の充実強化を図ります。
- ③ 各種マニュアル、業務継続計画等の定期的な見直しを行います。
- ④ 本部運営訓練、緊急初動対応訓練などの各種訓練、防災情報システム操作研修等、災害時に危機管理センターの機能を十分に発揮するための訓練や研修を実施します。
- ⑤ 報道機関と連携して、被害状況やライフライン等の情報を即時に発信することができるよう、あらかじめ取材の方法や窓口、資料提供の内容等について調整します。

(担当) 防災危機管理局、人事課、
総務事務厚生課

個別事項② 職員の防災意識・災害対応能力の向上と健康に配慮した体制整備

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 職員の防災意識、災害対応のスキルが不足。
- ・ 災害に対する備えができておらず、被災して参集できない職員がいる。
- ・ 事前に定めていた参集基準、参集場所等が職員に浸透していない。
- ・ 長時間勤務者が大幅に増加し、心身の不調を訴える者が増加。産業医も不足。
- ・ 備蓄食料の不足、店舗の被災等により、職員用の食料が不足。



- ① 全庁を挙げて迅速・的確な災害対応を行うことができるよう、全職員を対象とした研修や訓練を実施します。
- ② 長期間にわたる災害対応を想定した職員のローテーションを検討します。
- ③ 災害対応に従事する職員のメンタルヘルス対策を充実します。
- ④ 職員用の食料、飲料水の備蓄量について、見直しを行います。

(担当) 各施設所管課
防災危機管理局

個別事項③ 県有施設等のソフト対策による機能強化

ア 代替施設の検討、代替施設でのマニュアル等整備、拠点の早期復旧

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 庁舎の被災やライフラインの不通により、災害対策本部業務、通常業務に支障。

- 
- ① 庁舎が被災した時に備え、代替施設について検討します。当面は被災を免れた県有施設等の空きスペースを利用して機能を分散するなど、業務継続が可能となるよう検討を行います。
 - ② 広域輸送拠点、飛行場外着陸場、避難所などについては、早期の復旧を図る必要があるため、各施設の管理者は、二次災害発生のおそれや継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとします。
 - ③ 関係業者等と災害時応援協定を締結するなどにより、早期復旧に向けた体制を整備します。

(担当) 情報政策課
各システム所管課

イ 情報システムの点検、強化

- ① びわ湖情報ハイウェイ、庁内LANおよび基幹情報システムについて、想定および通信基盤等の災害への耐性に係る再点検等を実施するとともに「びわ湖FreeWi-Fi」の活用策を検討するなど、必要に応じて対策の強化を図ります。
- ② しらせる滋賀情報サービスを提供するシステムについて、平成31年2月のシステム更新にあたり、機器や回線、電源等の災害への耐性について検討します。
- ③ 新システムに必要な対策を講じるほか、現システムにおいても対応すべき課題がある場合は改修等を検討します。
- ④ 情報セキュリティ抜本的強化策の一環として実施するインターネット利用環境の分離においては、災害時における情報伝達や情報収集に支障を生じず、円滑な対応ができるようにします。

(担当) 防災危機管理局

ウ 業務継続計画、重要書類等の保護、各種マニュアル等の検証

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 庁舎が被災し、重要な書類やデータが取り出せなくなった。
- ・ 出納整理期間という財務会計事務として1年で最も繁忙な時期に災害が発生。



- ① 熊本地震のような強い揺れが複数回発生する事態を想定し、業務継続計画の実効性や課題等を検証し、必要な見直しを行います。
- ② 重要なデータ等については、滅失に備え、日頃から情報政策課のファイルサーバ（自動的にバックアップが行われる）を利用するとともに、これを利用しない場合はバックアップの徹底を図ります。
- ③ 庁舎等が被災した場合に備え、重要書類やパソコン等については安全な場所に速やかに移動できるよう、それらの優先順位、持ち出しの手順、移動後の保護策等について、整理します。
- ④ 地震発生後の審査業務について、支払内容による優先度、審査体制の確保、支払いの猶予等の措置、必要書類、資料等の提出が困難な場合の対応等を確認・検討します。
- ⑤ 地域によって気候や地質が異なり、必要なものが変化することも想定されるため、季節や地域特性などを考慮した留意事項を各種マニュアル等に反映します。

(担当) 各事業所管課

個別事項④ 県有施設等のハード対策他による機能確保

ア 公共構造物の地震対策の推進

(過去の災害で課題となったこと)

- ・ 兵庫県南部地震以降、全国的に橋梁の耐震対策に取り組んで来た結果、熊本地震においては、対策済みの橋梁で効果が確認された。
- ・ 熊本地震では、強い揺れにより 136 箇所の土砂災害が発生したが、地震で崩壊した土砂を砂防堰堤が捕捉し、下流の被害を軽減した事例もあった。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に公共施設が存在している。
- ・ 法面からの落石や岩盤崩壊により、代替のない道路が通行不能になるなどして、住民の孤立が発生した。

- ① 地震防災対策特別措置法第 2 条に基づく、「第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)に基づき、避難路の整備、公的建物の耐震化等のハード整備を推進します。
 - ・ 彦根港について、取得済みの臨港地区内緑地ヤードを災害時の防災拠点として機能を発揮するための整備を行います。
 - ・ 長浜港について、湖上輸送などの緊急輸送ネットワーク拠点としての機能を確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進めます。
 - ・ これまで第 1 次、第 2 次緊急輸送道路や、跨線橋、跨道橋の耐震対策を実施してきたところであり、第 3 次緊急輸送道路の橋梁においても対策を進めます。
 - ・ 今後も、地震時における土砂災害被害の軽減にもつなげる土砂災害対策施設整備等を推進します。
- ② 土砂災害特別警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制整備と危険箇所への住宅や要配慮者利用施設の新規立地を抑制します。
- ③ 円滑な災害対応のためのリダンダンシー(多重化)確保および予防保全対策を進めます。
- ④ 孤立発生危険箇所の対策優先順位を高め、事前通行規制区間等の法面对策事業を一層進めます。

(担当) 各施設管理者

イ 敷地周辺の修繕対策の検討、資機材整備

- ① 県有施設等の敷地内での地盤沈下等、強い揺れが連続した場合を想定した対策を検討します。
- ② 敷地内設備の吊り天井やガラスなど、施設内設備の破損・落下による二次災害のおそれがある箇所の予防対策を講じます。
- ③ 県有施設等の窓ガラス等の簡易な復旧に要する資材を備蓄します。
- ④ 災害対応の支障となる土地の変状等への対応については、国の動向等を注視するとともに個々のマニュアルに項目を加え、整理します。
- ⑤ 施設内設備については、施設老朽化等の対策と併せ、機能保全・修繕を行うとともに、必要な資材を備蓄します。

目標とする姿（実行 7）

- 1 発災時には、自主的に職員が参集して果たすべき役割を確実に遂行し、災害
応急対策が速やかに行われる。
- 2 県有施設の耐震化、代替施設の確保等により、災害対応に必要な行政機能が
確保されている。また、道路等インフラの被害が最小限に抑えられる。
- 3 情報システムの点検・強化により、発災直後でも、情報伝達発信をスムーズ
に行い、混乱することなく災害対応にあたることができる。
- 4 業務継続計画、各種マニュアル等の不断の見直しを行っており、災害時に優
先業務を滞りなく遂行することができる。

【実行計画】

○強化取組事項

() 内は実行主体

項 目	備考
<u>個別事項①</u> ・本部運営訓練、緊急初動対応訓練、防災システム操作研修等 ・業務継続計画、各種マニュアルの見直し	(県)
<u>個別事項②</u> ・職員の災害研修、訓練 ・ローテーションの作成 ・メンタルヘルス対策の検討	(県)
<u>個別事項③</u> ・代替施設等の検討 ・しらせる滋賀情報サービスのシステム更新 ・業務継続計画、各種マニュアルの見直し	(県)
<u>個別事項④</u> ・「第5次地震防災緊急事業五カ年計画」の推進	(県)
<u>個別事項④</u> ・法面对策事業 (事前通行規制区間の解消)	(県)
<u>個別事項④</u> ・県有施設の予防対策復旧資材の備蓄	(県)